

バカロレア教員研修プログラム
業務委託契約に係る文京区職員措置請求書

文京区長 及び 関係職員に関する措置請求の要旨

1 請求の趣旨

文京区が締結した「世界に向けた学びを紡ぐプロジェクト研修実施業務委託」に関する委託契約（相手方：シルバーファーンホールディングス株式会社（SILVER FERN HOLDING 株式会社）、契約日：2025年5月8日、契約金額：7,444,800円）およびこれに関連する支出負担行為・支出命令・検査検収・公金の支出等の財務会計上の行為一切について、地方自治法第242条の規定に基づき監査を求める。

監査の結果、違法又は不当が認められる場合には、契約の是正、（未執行分の）支出停止（差止め）、契約の一部解除・条件変更、再調達、価格見直し、損害回復（返還請求等）、関係職員への必要な措置及び再発防止策の整備を勧告されたい。

（本請求は当該契約締結日から1年以内の請求である。）

2 請求の対象となる財務会計上の行為

- ①2025年5月8日付け「世界に向けた学びを紡ぐプロジェクト研修実施業務委託」に関する委託契約の締結行為（契約番号は7契約5696号と思われる。）（対）
- ②上記契約に係る支出負担行為および支出命令（起案番号、支出科目は不知）
- ③上記契約の履行確認・検査検収に関する会計行為（「公金の支出」を含む。）

なお、請求の対象となる区長及び職員は上記行為ごとに当時の以下の区長及び職員と考えられるが、監査委員において決裁文書等を調査した上で、それぞれの財務会計上の行為等の権限を有する者を調査されたい。

- ①区長、教育長、教育推進部長、教育推進部教育指導課、総務部長、総務部契約管財課長、
- ②区長、決裁権者
- ③会計管理者

3 請求の理由（事実関係と法的評価）

（1）随意契約として契約できる要件を満たしていない違法又は不当（地方自治法234条、地方自治法施行令167条の2）一唯一性（独占）を理由とする随意契約の整合性に重大な疑義

ア 文京区は2024年11月13日、特定非営利活動法人スマイルボタンを相手方とする随意契約の登録申請を行い、その理由を「国際バカロレア機構（IBO）が作成した教員向け

研修プログラムは当該業者からしか提供を受けることができない」とした。なお、この特定非営利活動法人が設立認証されたのは2024年10月17日である。

イ しかし2025年3月25日には、シルバーファーンホールディングス株式会社について同一文言を理由とする随意契約の登録申請を行い、2025年5月8日に同社と契約締結に至っている。

ウ 同一事業・同一プログラムにつき、近接時点で2社をいずれも「唯一の提供者」と位置づけることは相互に矛盾し、地方自治法施行令167条の2第1項第2号（その性質又は目的が一般競争入札に適しないもの）の適用に不可欠な客観的・一意的な独占性の立証を欠く疑いが強い。

エ 少なくとも、時点ごとの独占の成立要件（範囲・地域・期間・根拠）が明示されていない限り、2社同時（又は連続）の“唯一”主張は理由の具体化義務（随意契約理由の明確化）の観点から不十分である。

（2）両社間の「著作権（管理権限）受渡し」主張は口頭説明のみで、書証を欠く疑い

ア 区の説明によれば、シルバーファーンホールディングス株式会社と株式会社スマイルボタンとの間で、当該研修プログラムに係る著作権の管理権限の受渡し（譲渡又は専用的利用許諾）が行われたとされるが、区は先方の口頭説明のみで、これを裏付ける書証を保有していない。

イ 独占性が知的財産権に起因するのであれば、少なくとも以下の書面の存在が当然に想定され、随意契約理由書の根拠資料として保存されるべきである。

（ア）権利譲渡契約書又は専用的利用許諾契約書（目的物・範囲・地域・期間・再許諾可否・対価・発効日）

（イ）権利者（IBO）の承諾書・通知（日本国内の提供体制、事業者変更の根拠たる内規を含む）

（ウ）対抗要件に関する手続（該当する場合の文化庁登録等）およびその実施時点

ウ 両社がそれぞれ提出した見積書の金額および内訳が完全に一致しており、見積の独立性が確保されていない疑いがある。見積の独立性が確保されていない場合、価格妥当性の検証および随意契約理由の根拠としての信頼性が失われる。随意契約は競争性がないことを前提とするからこそ、価格の妥当性を確認する責任が行政に課されるが、本件ではその裏付けとなる検証記録が確認できない。見積内容が完全に同一である以上、行政としては「価格妥当性をどのように確認したか」「どの資料をもって独立した見積と判断したか」を明示する必要がある。形式的に異なる法人から提出されていても、内容が一致している限り、見積徴取の実質が担保されていないことになり、契約金額の合理性を裏付ける資料としては不十分である。

エ 上記書証が不存在又は内容が不備である場合、独占の法的根拠は実証されていないことになり、令167条の2第1項第2号の適用要件未充足として不当と評価され得る。

※参照：会計検査院は、著作権を理由に随意契約としていた案件でも、仕様に“権利者からの許諾取得”を盛り込む等により競争入札へ移行できると整理している。権利処理を設計すれば競争は可能であり、“権利＝即随契”とはならない。

出典：会計検査院『各府省等が締結している随意契約に関する会計検査の結果』（平成25年9月）p.21

https://report.jbaudit.go.jp/org/pdf/250925_zenbun_4.pdf

（3）IBOの「当該事業者のみ提供可能」との議会答弁の根拠文書の存否

ア 2025年9月11日の本会議において、丹羽恵玲奈教育長は「IBOに確認したところ、本研修プログラムは日本国内において当該事業者のみが提供可能」と答弁した。

イ この確認が事実であるなら、IBOへの照会文書・回答文書（メール等を含む）、当該内規文書、および事業者変更の正式通知が存在し、随意契約理由書の根拠資料として保存されていなければならない。

ウ これらの記録の不存在又は不備は、唯一性（独占）主張の立証不足であり、随意契約の合理性に重大な疑義を生じさせる。

（4）利益相反の可能性と関与回避措置の有無

相手方代表者（渡辺氏）と文京区長が一般社団法人GAILAにおいて理事を務めているとの事実関係が指摘されている。利害関係の潜在がある場合には、決裁系統からの関与回避、第三者的審査等の影響排除措置が必要であり、その実施記録（申告書、決裁メモ、審査記録等）の有無について監査による確認を求める。

（なお、教育長が「GAILAに関することは一切把握していない」と答弁した点についても、内部の情報収集・共有体制及び議会答弁の根拠資料の管理状況の面から検証が必要である。）

（5）研修対象が都職員であることに関する適法性・合理性の疑義

ア 当該研修の受講対象は、文京区が任用権を有する区立学校職員ではなく、東京都教育委員会に所属する都費負担教員である。

イ 都費教員は東京都教育委員会の人事権下にあり、毎年度の人事異動により他区へ転出入する。したがって、文京区単独で教員研修を企画・実施し、区費で経費を負担することは、事業の継続性や費用対効果の観点から合理性を欠くおそれがある。

ウ また、区としての費用負担が都費教員の勤務先や所属区を越えて及ぶ点について、受益と負担の対応関係が明確でなく、区費支出としての適切性に疑義がある。

（6）価格妥当性・市場性検証の不足の疑い

随意契約であっても、見積内訳・積算根拠・同種事業の比較資料（他自治体・過年度・民間相場）・相見積やオープンカウンターの検討経過等による価格妥当性の説明責任を要する。一者見積のみや比較資料の欠落は、随意契約理由の不備と相まって不当の評価を強める。

（7）文京区公契約条例との整合性

本件金額は形式上、同条例の直接の適用対象外となる可能性がある（業務委託の金額要件未達）。しかし、同条例の目的・基本理念（契約の公正性・透明性の確保、区民の信頼確保）に照らせば、随意契約理由の具体化、利益相反管理、根拠資料の保存が適切に行われているかどうかは、区の契約実務の適正化の観点から厳正に点検されるべきである。

（8）総括

以上より、独占性の実在性（とりわけ2社とも“唯一”の矛盾）および知財由来独占の書面立証が不十分である疑いが強く、随意契約（令167条の2第1項第2号）の適用要件の未充足、並びに価格妥当性・利益相反管理・文書管理・費用負担の妥当性の各面で不当が存在し得る。

4 監査で確認・収集を求める事項（存在すべき文書の特定）

随意契約理由書・業者指定理由書（令167条の2第1項何号適用か、唯一性の具体事実、根拠資料の添付状況）

起案・決裁文書一式（契約方式決定、支出負担行為、支出命令、検査検収）

市場性・価格妥当性資料（見積書・内訳、積算根拠、他自治体・過年度等の比較資料、相見積／オープンカウンターの検討経過）

両社（シルバーファーン／スマイルボタン）間の権利移転・承継・専用的利用許諾に関する契約一式（契約書・覚書・対価・発効日・範囲・期間・再許諾可否）

IBOの承諾書・通知書、当該内規文書、および事業者変更の正式通知（日本国内の提供体制・独占の有無が判別できるもの）

権利移転の対抗要件に関する手続の有無（文化庁登録等）とその実施時期（「唯一性」主張の各時点との整合確認）

仕様書・要件定義書（特定者にのみ適合する記述の有無、性能要件化の検討経過、権利者許諾取得を仕様要件化して競争化を図る検討の有無）

再委託・共同実施の計画・実績（“唯一性”主張との整合性）

関与回避・影響排除措置の記録（利害関係申告、決裁ラインからの除外、第三者審査の有無）

議会答弁の根拠資料（内部メモ・報告書・照会記録・メール等）

関連規程（契約事務規則、随意契約取扱基準、ガイドライン、文京区公契約条例・手引の該当部分）

5 求める措置（結論）

上記監査事項に基づき、本件随意契約の違法又は不当の有無を認定されたい。
違法又は不当が認められる場合、（未執行分の）支出停止（差止め）、契約の是正（条件変更・一部解除・再調達）、価格見直し、損害回復（返還請求等）、並びに随意契約理由書の標準様式強化（知財由来独占の立証欄の新設、口頭説明のみの運用禁止）及び利益相反管理手続の明確化等の再発防止策を勧告されたい。
監査過程で、必要資料の提出命令及び関係者の意見聴取を実施されたい。

6 証拠方法（添付予定資料）

資料1 区の随意契約登録申請書（2024年11月13日：特定非営利活動法人スマイルバトン）の写し
資料2 区の随意契約登録申請書（2025年3月25日：シルバーファーンホールディングス株式会社）の写し
資料3 契約書及び仕様書の写し
資料4 会計検査院報告書抜粋（p.21）
https://report.jbaudit.go.jp/org/pdf/250925_zenbun_4.pdf
その他、請求人保有資料一式
以上

7 請求者

有馬美穂

右地方自治法第二百四十二条第一項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

令和7年10月15日

文京区監査委員あて